

東大阪市住工共生まちづくり検討地域懇談会実施要領（案）

（目的）

第1条 （仮称）東大阪市住工共生まちづくり条例の検討に資するため、市域から広く意見を聴取するにあたり、住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会が主催する地域懇談会を開催するための必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 本懇談会の名称は「東大阪市住工共生まちづくり検討地域懇談会（以下「懇談会」という。）」とする。

（開催の周知）

第3条 開催の周知は市のホームページ、市政だよりへの掲載、その他の方法により行う。

（懇談会への参加）

第4条 懇談会への参加資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 東大阪市民であって、平成24年4月1日現在、20歳以上であるもの。
- (2) 東大阪市内に勤務または通学しており、平成24年4月1日現在、20歳以上であるもの。

（申込み方法）

第5条 申込み方法については、氏名、住所または勤務先所在地、通学先所在地、年齢、性別、職業を前日までに経済部モノづくり支援室まで届け出るものとする。

（検討及び意見聴取内容）

第6条 懇談会では、次の事項について検討及び意見を聴取するものとする。

- (1) （仮称）住工共生まちづくり条例に関するもの
- (2) 住工共生のための具体的な施策や取組みに関する事項
- (3) 住工混在に起因する事象に関すること
- (4) その他住工共生に関すること

（公表）

第7条 懇談会の内容については、住工共生まちづくり検討委員会に報告の後、その概要等について公表するものとする。

（事務局）

第8条 懇談会にかかる事務は、経済部モノづくり支援室において行う。

附 則

この要領は、平成24年 月 日より施行する。

開催概要

名 称：東大阪市住工共生まちづくり検討地域懇談会

主 催：住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会

期 間：平成24年8月1日から31日（平日午後7時から午後9時）

会 場：東地区...ふれあいホール、中地区...イコーラムホール 西地区...市民会館

各会場1回

対象者：市民（平成24年4月1日現在、20歳以上）

東大阪市内に通勤通学している者（平成24年4月1日現在、20歳以上）

要事前届出（氏名、住所〔勤務先・通学先所在地〕、年齢、性別、職業）

会場都合により、定員を設定する。

広 報：市政だより、市ホームページ、ケーブルテレビ、

モノづくり支援室事業通知手段（中小企業だより、技術交流プラザメール）

各種団体への通知（労働団体協議会、消費者団体協議会、自治協議会、商工会議所、他）

方 法：

（仮称）住工共生まちづくり条例策定に至った経緯、必要性、コンセプトなどの説明

10人前後のワーキンググループに分かれ、各グループに市職員（ワーキング部会員）をコーディネーターとして配置

3～5項目程度を検討テーマとして提示し、集中的に意見等を聴取し取りまとめる

全体として質疑応答、意見陳述等を行っていただく

最終書面によるアンケート調査実施

結果をワーキング部会で取りまとめ、住工共生まちづくり検討委員会へ提示